

平成29年10月5日(木)

大分合同新聞(朝刊)

還付金詐欺に関する相談が急増しています。市町村などの職員や銀行員を装い、携帯電話で話しながら、現金自動預払機(ATM)を操作させて振り込ませるというのが、典型的な手口です。注意してください。だまされてしまふかも知れない人を見掛けたら、声を掛けてください。

【事例】市役所の職員を名乗る男性から「過去に操作方法を教えるので、その通りに操作してほしい」と再び電話が

生活 バロット

還付金詐欺に注意

3年間の医療費の還付金がある。青い封筒に入った書類が届いているはずだ」と電話があった。受け取つた覚えがないと伝えると、「昨日で書類の返送期限が切れたが、本日中に直接手続きをすれば間に合う。銀行員に直接連絡させる」と言った。

その後、銀行員を名乗る女性から電話があり、近くのスーパーにあるATMで待ち合わせることに決まり。しかし銀行員はなつた。しかし銀行員は現れず、「急用ができた。電話で操作方法を教えるので、その通りに操作してほしい」と再び電話が



かかった。言われた通りに操作しているが、いつの間にか他の口座へ振り込まれことになってしまった。預金額全てをだまし取られてしまった。

アドバイス

医療費などの還付金がATMで払い戻されることはありません。年金の未払い金についても同様です。

還付金詐欺の場合、ATMの稼働時間に合わせた午前10時から午後3時までに電話がかかり、係員のいないスーパーなどのATMを指定することが多いです。「まさか自分はだまされないだろう」と思わず、電話がかかつたら詐欺を疑つてください。録音機能などの付いた電話機を利用する

ことも有効です。普段ATMを利用しない人は、あらかじめ振り込み限度額を低く設定しておきましょう。

不審に思ったらすぐ相談を

不審に思つたら、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費者生活相談窓口に相談してください。消費者ホットライン☎188へ電話をかけるなど、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画

プラザ・アイネス☎099(7・534・0999)